

事務連絡  
令和8年6月5日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等について、別添のとおり改正しましたので、内容を御確認の上、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

【主な改正点】

- 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第192号）による「低所得1」の区分の判定条件の改正に伴う改正（様式第1号、様式第7号を改正。障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引きも同様。）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第387号）による条ずれに伴う改正（様式第22号、様式第23号、様式第28号、様式第29号も改正。）